

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第 289 回 「答申」と「大綱」、2つの税制調査会？

2008.12.14

早いもので今年も師走を迎えた。クリスマスに年賀状の準備等、誰もが慌ただしい時期である。税制の分野も同様で、税制改正に向けた議論が大詰めを迎える時期でもある。11月28日に政府税調から「平成21年度税再改正の答申」というものが公表され、12月12日は与党税調から「平成21年度税制改正大綱」が発表された。

当然に世間の注目も集まるわけだが、同じようなものが、同じような時期に続いて発表され、素人目には何だかよく分からない。そこで今回のコラム、何でそうなるのか？なるべく簡単に述べてみる。

(それぞれの内容の詳細については、今回のテーマとしないので、あしからず...)

税制の改正とは「法律」の改正に当たる。憲法41条によれば、国の唯一の立法機関は「国会」、そして国会を構成するのが「国会議員」である。本来であれば、立法は国会と国会議員で完結するような気がするが、実態は法律案のほとんどが行政機関から出される閣法(内閣提出法律案)で、国会議員から出される議員立法が極端に少ないのが実情である。特に税制改正は、日本の税制史をみても、議員立法で全面的に税制改正が行われたことは、今まで殆んどなく、少なくとも平成に入ってから聞いたことがない。基本的には、財務省主税局と総務省自治税務局の職員が常に素地をつくって、国会議員は関係省庁や関係団体と利害関係を調整してきたようである。その案を政府と自民党(与党)の諮問機関を得て政府案として国会へ上程されるプロセスを得る。つまり、翌年度の税制改正案に関しては、2つの「税制調査会」が存在しているということに他ならない。

一つは**政府税制調査会**。これは、首相の諮問機関で、学識経験者らで構成。3年の任期に合わせてまとめる中期答申などで、中長期的な税制改正の方向性を打ち出すほか、毎年末に翌年度改正の「答申」を出す。これが11月28日に公表されたものである。現在の7代目会長は、経企庁の役人で、東工大、一橋大等の教授を勤めた香西泰氏(社団法人日本経済研究センター特別顧問)である。

もう一つは**自民党税制調査会**。税制に精通したベテラン議員を中心とした税制の最終決定機関で、年度改正に主軸を置き、党の各部会と調整して翌年度改正の税制改正大綱を策定。公明党と与党協議を開き、「与党税制改正大綱」をまとめる。政府は大綱を法案化し、通常国会に提出する。現在の会長は、作家・太宰治を義理の父にもつ津島雄二氏(衆議院議員)である。

両調査会は連携して同一のものを決めるのではなく、まず政府税調が大枠の方針を決め、最も大切な税率などの数字は、自民党税調が決定していた。したがって、両税制調査会の関係は「党高政低(東高西低をもじったもの)」といわれ、政府税調の決定権限は弱まっていた。しかし、近来、この体制を逆転させようとする官邸側の強い意向があった。例えば、官邸主導による政府税調会長の交代、首相官邸・経済財政諮問会議・政府税調の連携や政府税調事務局機能の強化(財務省から内閣府へ移行)等、自民税調から主導権を奪取しようとする官邸サイドの狙いが見え隠れする。

しかしながら、今年の「答申」と「大綱」を見る限り、官邸側の主張はことごとく除かれ、選挙を意識した自民(与党)税調主導に偏りがちであること、否めないと思っている。とりわけ、政府による税制改正論議がストップしてしまったとも言える。「答申」における、香西政府税調会長の責任は実に重いと思っている。というのは、少なくとも、期待感の強かった相続税の大改正、事業承継税制の80%納税猶予制度の創設は先送りということになってしまった。現状を知らぬ、財政学者の限界であろう！